

# 公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構 役員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構（以下「機構」という。）定款（以下「定款」という。）第14条、第30条第1項及び第39条第4項の規定に基づき、役員の報酬並びに評議員、役員並びに参与の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 所長とは、役員のうち、福島ロボットテストフィールド所長を兼ねる理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 参与とは、定款第39条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費等の旅費（宿泊費を含む。）、通勤に要する交通費及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 機構は、定款第30条第1項の規定に基づき、常勤理事、所長及び監事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- ただし、監事については、定款第9条に規定する監査業務に限るものとする。
- 2 常勤理事の報酬等は、年額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。
  - 3 前項に定める報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける常勤職員の例による。
  - 4 所長及び監事の報酬等の額は、日額とし、評議員会で決定する。
  - 5 前項に定める報酬等の支給日は、監事が業務を行った日の属する月の翌月の7日（その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日）を支給日とする。

## (費用)

第4条 機構は、役員、評議員及び参与がその職務執行に当たって負担した費用については、事由発生が確認できた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は給与規程に準じる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。